

令和二年新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた お客さまに対する各種ご案内について

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、このような状況下において、日常生活や事業運営に不安を抱えられているお客さまに対し、できるだけのお力添えをできるように下記の取り扱いを実施いたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）の特別取扱い

契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象契約者 （※1）	全ご契約者（法人および個人） （ただし、変額保険・変額年金保険・一時払変額年金保険を除く）
金利	年利 0.0%
上記金利適用金額	契約者貸付限度額まで
特別金利適用期間 （※2）	令和2年（2020年）12月31日まで
受付期間	令和2年（2020年）9月30日まで

（※1） 中小企業信用保険法第2条第5項第4号(突発的災害(自然災害等))に基づくセーフティネット保証制度指定案件(令和二年新型コロナウイルス感染症)の適用地域(全都道府県)の全てのご契約者（法人および個人）が対象になります。

（※2） 開始日については、令和2年（2020年）2月18日に遡及して適用します。

2. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込みが一時的に困難となった場合、弊社サービスセンターにお申出いただいたお客さまについては、保険料払込の猶予期間を令和2年（2020年）9月30日まで延長いたします。

（令和2年（2020年）6月18日追記）

保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間分の保険料を令和2年（2020年）9月30日までにお払込みいただく必要がございますが、保険料全額をお払込みいただくことが困難な場合、払込最終期日を 令和3年（2021年）5月31日 まで再延長します。

再延長をされる場合には、令和2年（2020年）10月から令和3年（2021年）5月までの保険料についても 令和3年（2021年）5月31日 までにあわせてお支払いいただく必要がございますので、ご注意ください。

なお、月払契約においては、猶予期間分の保険料のお払込みにあたり、分割でのお支払いもご利用いただけます。

3. 保険契約の失効に関する特別取扱い

契約者貸付を受けられているご契約や保険料自動振替貸付が既に適用になっているご契約で、貸付金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからお申出いただくことにより、最長令和2年（2020年）9月30日まで失効を猶予いたします。

4. 保険契約の更新の特別取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、お客さまからの更新手続きが困難とのお申し出があった場合、更新の手続き期限を超える場合であっても柔軟に対応します。

5. 保険金・給付金のお支払い

（1）お支払い対象となる給付金・保険金について

新型コロナウイルス感染症は、疾病入院給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。疾病入院給付金は、治療を目的とした入院に対してお支払いをいたしますので、検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、疾病入院給付金のお支払い対象となります。（ご契約内容によってはお支払いに所定の入院日数を要する場合があります）。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、死亡保険金のお支払対象となりますが、災害割増特約等における災害死亡保険金や災害高度障害保険金についてもお支払い対象としてお取り扱いいたします。併せて、特別条件のうち保険金削減支払方法等において新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した場合には、保険金削減等を行わない取り扱いをいたします。詳しくは令和2年4月30日付当社 [プレスリリース](#) をご覧ください。

（2）疾病入院給付金における特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情等によりご自宅や病院以外の臨時施設にて医師等の管理下で療養された場合には、それに関する医師の診断書・証明書等をご提出いただくことで、原則としてその期間を疾病入院給付金のお支払い対象といたします。

6. 保険金・給付金・契約貸付金等の各種支払手続きに関する取扱い

お客さまや医療機関の状況に応じて、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをいたします。

以上

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター（通話料無料） 0120-521-513

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く。）